

# 仕 様 書

## 1 件名

東京都立産業技術高等専門学校（品川キャンパス）CAE システムの借入（長期継続契約）

## 2 借入期間

平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 36 年 3 月 31 日 まで（60 ヶ月）

## 3 借入場所

〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40

東京都立産業技術高等専門学校 品川キャンパス（以下、「本校」という。）

6 階 614 CAE 室

## 4 借入物件及び数量

別紙 1「機器仕様書」のとおり。

## 5 支払方法

毎月の継続支払とする。

ただし、当該月の履行確認後、適正な請求書が提出された日から起算して、60 日以内に支払う。

## 6 基本仕様

本システムは、614CAE 室において、主に機械系コースの学生が、実習授業及び卒業研究等で活用するために、設計や製図のデータをもとに、構造解析や機構解析などの各種解析を行うシステムである。本件契約は、本校において、614CAE 室のシステム機器を更新するものである。

- (1) 本件契約は、賃借する機器、ソフトウェア、付属品等のシステム一式が正常に作動する状態で納入・設置されるまでの一切の事項を含むものである。並びに、システム稼働後の円滑な技術支援・情報提供も含む。このために必要な諸々の経費および賃貸借期間終了後の撤去経費を含むものとする。
- (2) 導入する機器の規格については、別紙 1「機器仕様書」の記載以上の機能を有するものを納入すること。
- (3) 本件契約の実現にあたっては、本校が別途契約している教育用システム運用委託業務の受託業者（以下「教育用システム受託業者」という。）及び本システム環境構築業務の受託業者（以下「環境構築受託業者」という。）との十分な連携、協議、調整及び引継等を行うこと。
- (4) 本契約の電源設備に関して、CAE 室内に既設の分電盤より配線を行うこと。
- (5) CAE 室内の各機器はネットワークで接続されていること。

また、CAE 室内のネットワークは、本校の学内ネットワークへ接続し、学内ネットワーク経由にて、CAD 室へ接続できること。

CAD 室と CAE 室間では AD 連携を行わず、CAE 室利用者は CAD 室のアカウントとパスワードを利用し、CAD 室サーバ内に保存されている、3 次元モデルを CAE 室で解析できるよう接続及びマウントすること。なお、CAD 室のデータは CAE 室では保持しないこととする。

## 7 設定・設置等

- (1) 機器について

ア ワークステーション

- (ア) 設置する機器は静粛性、省エネ性、省スペースに優れていること。
- (イ) 盗難防止対策のため、必要な措置を講ずること。

イ ソフトウェア

- (ア) ソフトウェアのうち、教育機関向けライセンスを利用することができる場合は、原則としてこれによる調達をすること。
- (イ) ソフトウェア、機器、付属品等のマニュアルを提供すること。これに関しての著作権および知的財産権の請求は放棄すること。
- (ウ) 別紙 1「機器仕様書」(2 ソフトウェア)に記載のあるソフトウェア導入に伴う、教育支援や教材提供に必要な経費を含めること。
- (エ) ライセンス証書は全て本校へ納品すること。ライセンスが電子的に取り扱われているものについては、本校が主体的に管理できる状態にすること。
- (オ) インストール用のメディアは、それぞれ利用するバージョンに該当するものを1部用意すること。
- (カ) Microsoft Office の導入は本校の包括ライセンスを使用し導入すること。
- (キ) AntiVirus ソフトは、本校が用意したものを導入すること。

(2) 納入・設置について

- ア 納入から設置、動作確認に至るまでのスケジュール、作業員にかかる作業計画書を作成し、事前に本校担当者に提示すること。
- イ 納入の日時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に本校担当者と調整すること。
- ウ 作動検証の完了した機器を別紙 2「ネットワーク配線図」、「CAE 室レイアウト図」、「機器構成図」に従って設置すること。
- エ 設置にあたっては、教育用システム受託業者及び環境構築受託業者立ち会いのもと行うこと。
- オ 納入・設置確認終了後、下記書類を提出すること。また、資料一式を CD-ROM により提出すること。
  - (ア) 納入機器リスト (2 部)
  - (イ) レイアウト図 (2 部)
  - (ウ) ネットワーク配線図 (2 部)：配置、接続、配線、系統等の図面
  - (エ) 機器構成図 (2 部)
  - (オ) 基本設計仕様書 (2 部)：本システムの機能を説明しているもので、システム全体の性能・機能が仕様書を満たしていると証明できるもの。
  - (カ) 運営保守仕様書 (2 部)：本システムの保守計画表及び保守体制表
- カ 作業にあたっては、施設の状況を十分に確認し、建物や設備の破損及び騒音防止に必要な措置を講じること。万一、建物等に損害を与えた場合及び作業時に本校備品の盗難等があった場合は、賃貸人の負担により原状に復旧すること。
- キ 納入物の梱包材等は賃貸人の責任において引取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- ク 機器には、下記、賃貸物件であることを明示したラベルを作成し、本体に貼付すること。ラベルは、減耗しにくい材質とし、ラベルの貼付にあたっては、減耗及び剥離防止を考慮すること。
  - (ア) 設置年月日
  - (イ) 業者名
  - (ウ) 管理番号
  - (エ) 契約番号
  - (オ) 保守・技術支援に関する連絡先

## 8 運用保守

### (1) 保守体制

- ア 保守・障害に対しては、賃借物件の取扱いについて、専門知識を有しかつ習熟している者が対応できる体制をとること。
- イ 障害対応用連絡窓口を一本化し、保守連絡体制図及び連絡先を本校に報告し、確認を受けること。
- ウ 障害対応用連絡窓口は、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日ならびに12月29日から翌年の1月3日までを除く午前9時から午後5時まで受付けること。
- エ 賃貸人は、借入期間中は保守部品を常時供給できること。

### (2) 保守対象

- ア 保守対象となる物件は、本仕様書にて調達する全ての機器及びソフトウェアとし、保守にかかる費用は、すべて本契約に含むこと。
- イ 設定内容を変更することなく、利用者が通常に使用しているにも関わらず、使用に支障をもたらす障害が発生した場合は、保守対象とすること。
- ウ 機器利用者の故意又は重大な過失により発生したハードウェア障害に関しては保守対象外とする。なお、保守対象外と判断した理由・原因について、障害部位の写真などを添え、本校へ報告を行うこと。
- エ 保守対象外に相当する障害を起こした機器の修繕においては、別途、本校担当者と協議のうえ、対応を行うこと。

### (3) 保守内容

- ア システム導入時において、機器及びソフトウェアの取扱方法に関する説明及び助言を十分に行うこと。
- イ ハードウェア障害について保守の依頼があった際は、特段の理由がない限り、原則本校から連絡後30分以内に障害内容の確認を行い4時間以内に正常稼動する状態まで復旧を行うこと。なお、予備機器を学内に常備する方法等により対処する場合も「速やかに」とみなす。ただし、本校との協議によりやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- ウ 各ソフトウェアの障害対応及び修正情報の提供・更新について発売元への問い合わせを行うこと。
- エ 障害発生時は、障害箇所を特定し、原因を除去したうえで、必要に応じてリカバリ等の対応を行うこと。
- オ ハードウェア障害の復旧作業においては、ハードウェア交換を行い導入時の状態まで正常に動作することを確認して引き渡すこと。
- カ 機器交換等によりやむを得ずハードディスクそのものが交換の対象となる場合は、故障した部品内部に保有する磁気情報を復元不可能な状態まで消去すること。
- キ アプリケーション等の障害時には、教育用システム受託業者と協力して障害の切り分け・原因究明を行い、問題解決に努めること。
- ク ユーザデータ保全のため、配備場所での復旧作業を行うこと。磁気媒体やコンピュータ本体の交換及び学外での保守作業への引き上げは、やむを得ない場合に限り本校の承諾を得た上で行うこと。ただし、記録データの管理には万全を期し、修理結果にかかわらず最後まで厳重な管理を行うこと。
- ケ 障害回復後は、設置接続したうえで動作確認を行うこと。

- コ 保守完了後は作業内容・作業時間を記載した報告書（ハードディスク交換を行った場合、消去報告書を含む）を本校担当者へ提出すること。

## 9 期間満了時の取扱い

- (1) 撤去及び搬出に係る費用は賃貸人の負担とする。
- (2) 賃貸借期間終了時の機器の撤去に際して、機器内部に保有する磁気情報を復元不可能な状態で消去のうえ、消去報告書を本校担当者に提出すること。
- (3) 賃貸借期間終了時に機器を撤去する際は、指定された期限内に機器を設置した場所を原状回復すること。また、これにかかる費用は賃貸人が負担すること。

## 10 導入時のトレーニング等

機器等の設置・導入後は、次のような講習等を担当教員に対して実施すること。なお、講習等に必要となる費用は賃貸人が負担することとし、資料等の準備は賃貸人が行うこと。講習等の日程については、事前に本校担当者及び担当教員と調整を行うこと。

- (1) MSC Patran 入門トレーニング(2日間)/教育機関向け
- (2) MSC Nastran 入門トレーニング(2日間)/教育機関向け
- (3) MSC Nastran 動解析トレーニング(2日間)/教育機関向け
- (4) MSC Marc 初級トレーニング(2日間)/教育機関向け
- (5) MSC Marc 接触解析トレーニング(2日間)/教育機関向け
- (6) ADAMS 入門トレーニング(2日間)教育機関向け
- (7) その他オンデマンドコース

## 11 その他

- (1) 本仕様書に記述のない事項については、別紙3「公立大学法人首都大学東京個人情報取扱標準特記仕様書」の定めに従うものとする。
- (2) 業務遂行の際、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (3) 機器交換又は返却時等におけるデータ消去に関し、本仕様書に定めのない事項については、本校担当者と協議の上実施すること。
- (4) 環境により良い自動車利用  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規程に基づき、次の事項を遵守すること。
  - 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削除等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。
- (5) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本校と協議の上、これを定めるものとする。

## 12 担当

東京都立産業技術高等専門学校品川キャンパス  
管理課会計係  
TEL：03-3471-6331  
FAX：03-3471-6338